

議案第 24 号

橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について

橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

橋本市下水道排水設備指定工事店条例(平成 18 年橋本市条例第 201 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指定の申請) 第 3 条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期限満了後も引き続き指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>前条第 1 項第 3 号アからオまでのいずれにも該当にしない者であることを誓約する書類</u> (2) <u>法人にあっては商業登記簿謄本等、定款の写し、個人にあってはその住民票の写し</u> (3) <u>申請者(法人の場合は代表者)の経歴書</u> (4) <u>～(6) 略</u> (責任技術者の登録) 第 10 条 責任技術者の登録を受けようとする者は、市長が指定する期間に、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>次条第 2 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u> (4) 略 2</p>	<p>(指定の申請) 第 3 条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期限満了後も引き続き指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>個人にあっては、住民票の写し、経歴書及び前条第 1 項第 3 号アに該当しないことを証する書類</u> (2) <u>法人にあっては、商業登記簿謄本等、定款の写し及び役員に関する前号に定める書類</u> (3)～(5) 略 (責任技術者の登録) 第 10 条 責任技術者の登録を受けようとする者は、市長が指定する期間に、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>次条第 2 項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類</u> (4) 略 2</p>

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。